

消防消第59号
平成27年3月31日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長
(公印省略)

消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準
の一部改正について（通知）

平成27年3月31日消防庁告示第7号により消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和46年消防庁告示第1号）が、平成27年3月31日消防庁告示第8号により消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）が別紙のとおり、それぞれ改正されました。

貴職におかれましては、消防学校の教育訓練の重要性にかんがみ、下記の事項に御留意の上、関係規程等に係る所要の整備を行い、改正後の基準の実施に遺漏のないようお願い申し上げます。

また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願い申し上げます。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

全国の消防本部においては、職員の大量退職及びこれに伴う新規採用者の大幅な増加がみられており、専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員の減少や経験の浅い若年層の消防職員の急速な増加により、災害対応力の低下が懸念されている。

また、災害の態様が複雑多様化していることに加えて大規模化の様相を強めており、大規模な自然災害等の発生に伴う緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められている。さらに、高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令等の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景の下、消防職員の知識・技術の更なる向上が求められるところであり、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準を改正した。

今回の改正を受け、各都道府県及び消防学校を設置する指定都市においては、改正後の消防学校の施設、人員及び運営の基準に基づいて、教員数の確保及び実践的訓練施設の計画的整備を推進するとともに、改正後の消防学校の教育訓練の基準に基づき、効率的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。

なお、教育訓練機会の確保、限られた人材（教員等）や教育訓練施設の効率的・効果的な活用などの観点から、消防学校間の連携をさらに推進することが求められる。

第2 消防学校の施設、人員及び運営の基準の主な改正内容

1 校舎等（第3条関係）

備えるべき校舎等の設備を定める別表第一において、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設である実践的訓練施設を加え、複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することとしても差し支えないこととしたこと。

なお、想定している実践的訓練施設の具体的施設は、模擬消火訓練装置、実火災体験型訓練施設、震災訓練施設等であること。

2 教材及び教具（第4条関係）

備えるべき教材及び教具を定める別表第二において、警防教育教材及び教具の一部としてNBC災害対応訓練用資機材を、救急教育教材及び教具の一部として訓練用人形及び自動体外式除細動器を加えたこと。

3 消防学校の教員数（第7条関係）

従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、学生数が最も多くなる時期（以下「最繁忙時の学生数」という。）に基づく算定方式に改めたこと。

これは、在籍学生数の変動が大きい消防学校において、学生の安全管理等を行うに十分な人員を確保する観点から、各消防学校的最繁忙時の学生数に学生数一人当たりに必要な標準的な職員数を乗じた数に、消防学校の規模による補正係数で補正した数を基準とすることとしたこと。

4 実施計画（第10条関係）

教育訓練実施計画の策定に当たっては、特定の時期に複数の教育訓練が過度に重複しないよう平準化に努めるよう留意することとしたこと。

5 教育技術の向上等（第13条関係）

教育訓練の内容によっては、必要に応じ、消防学校の教員以外の者で消防に関する相当の学識経験を有するものの協力を得て、効果的な教育訓練を行うよう努めるとしたこと。

6 教育実施上の留意事項（第14条関係）

教育実施上の留意事項について、学校長のみならず、その他の教職員についても留意しなければならないこととしたこと。

7 その他

- (1) その他所要の整備をしたこと。
- (2) 平成27年4月1日から施行することとしたこと。

第3 消防学校の教育訓練の基準の主な改正内容

1 災害現場での経験が浅い若年層の増加と経験を積んだベテラン層の減少、火災件数等の減少などの近年の災害傾向や予防業務に係る法令改正等、消防を巡る近年の情勢を踏まえ、安全管理や実科訓練など災害現場における対応能力を養うための教育訓練や緊急消防援助隊の制度や活動内容に関する教育訓練を拡充することとしたほか、予防査察や違反処理に関する教育訓練の充実を図ることとしたこと。

2 初任教育の標準的な教科目及び単位時間数について、単位時間数の合計は従前の800を維持した上で、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目設定及び時間配分となるよう、別表第1を改正したこと。(第4条第2項関係)

教科目間の重複や優先度を精査し、基礎教育のうちの一部の教科目から削減した時間数を、実科訓練の教科目へ配分したほか、二の教科目を統合する等の改正を行ったこと。

3 専科教育の標準的な教科目及び単位時間数について、単位時間数の合計は従前どおりとした上で、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目設定及び時間配分となるよう、別表第2を改正したこと。(第5条第3項関係)

4 幹部教育の標準的な教科目及び時間数について、単位時間数の合計は従前どおりとした上で、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目設定及び時間配分となるよう別表第3を改正したこと。(第6条第4項関係)

5 その他

- (1) その他所要の整備をしたこと。
- (2) 平成27年4月1日から施行することとしたこと。

ただし、上記施行日から起算して1年を超えない期間内において実施する初任教育、専科教育及び幹部教育については、改正後の別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例によることのできるものとしたこと。

○ 消防学校の施設、人員及び運営の基準の一部を改正する件 新旧対照条文
 消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和四十六年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教員の資格及び数）</p> <p>第七条 教員は、消防に関する相当の学識経験を有する者とし、その数は消防学校の最繁忙時（第十条に規定する教育訓練実施計画に基づき教育訓練（連続して二日以上の間をわたつて実施するものに限る。）を実施したときに学生数の最も多い時期をいう。以下同じ。）の学生数に〇・〇九を乗じて得た数に、別表第三の上欄に掲げる最繁忙時の学生数の区分に応じ、当該下欄に定める補正係数を乗じた数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げた数）を基準とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した教員の数が五に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、教員の数は五を基準とする。</p> <p>（実施計画）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 教育訓練実施計画の策定に当たつては、教育訓練が最も効果的かつ効果的になるよう留意しなければならない。</p> <p>（教授細目）</p> <p>第十一条 学校長は、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）を勘案して、各科の各教科目ごとに、あらかじめその教授細目を定めるものとする。</p>	<p>（教員の資格及び数）</p> <p>第七条 教員は、消防に関する相当の学識経験を有する者とし、その数は別表第三を基準とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（実施計画）</p> <p>第十条 学校長は、毎年度の末日までに、消防学校における翌年度の教育訓練実施計画を定めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（教授細目）</p> <p>第十一条 学校長は、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第二号）を勘案して、各科の各教科目ごとに、あらかじめその教授細目を定めるものとする。</p>

(教育技術の向上等)

第十三条 (略)

2 教員は、必要に応じ、消防学校の教職員以外の者で消防に関する相当の学識経験を有するものの協力を得て、効果的に教育訓練を行うよう努めるものとする。

(教育実施上の留意事項)

第十四条 学校長その他の教職員は、教育を実施する場合、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 学生に対する厚生福利に意を用いること。
- 四 (略)

(教育技術の向上)

第十三条 教員は、常に担当教科目について研究し、これについて精通するとともに、教育技術の向上に努めなければならない。
(新設)

(教育実施上の留意事項)

第十四条 学校長 は、教育を実施する場合、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 学生の個別指導に意を用いること。
- 二 学生に対する情操のかん養に意を用いること。
- 三 学生に対する厚生、娯楽に意を用いること。
- 四 保健衛生の管理に意を用いること。

別表第一

<改正案>

区分		名称
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室又はこれと同程度の設備を有する教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場、実践的訓練施設
	体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設		校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、共用室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

備考

- 一 実践的訓練施設とは、実災害の現場と類似した状況を再現して訓練を行うことのできる施設をいう。
- 二 実践的訓練施設については、複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することができる。

<現行>

区分		名称
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室、展示室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場
	体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設		校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、娯楽室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

別表第二

<改正案>

区分	品名
理化学教育教材及び教具	引火点測定器、石油燃焼実験装置、化学実験機器、分子構造模型、消火実験装置、温度測定器、電気測定器具、分析装置、化学実験装置、物理実験装置等
予防、査察教育教材及び教具	消防用設備、消防用設備検査器具、消火器及びカット模型、危険物施設カット模型、危険物施設検査器具、査察関係測定器、建物構造断面模型、防火建材、防火戸、電気回路模型、屋内配線模型、電気設備機器、R I 測定器、調査用器具等
警防教育教材及び教具	発泡装置、発煙装置、空気呼吸器、救助用資器材、車載無線機、携帯無線機、安全管理機器、NBC災害対応訓練用資機材等
防災教育教材及び教具	気象関係機器、水防工法模型、水防工作用資器材、舟艇等救助資器材等
救急教育教材及び教具	人体模型、人工呼吸用器材、応急処置用資器材、担架、包帯訓練用模型、救急医療器具、訓練用人形、自動体外式除細動器等
機械教育教材及び教具	自動車構造機能装置、ポンプ装置、運転訓練用自動車、整備実習用自動車、自動車整備用器具、水力実験測定装置等
実科訓練教材及び教具	消防ポンプ自動車、放水器具、特殊消防自動車、ロープ類、保安帽、照明器具、破壊器具、救助用人形、防火被服等個人装備、火点確認装置等
体育訓練教材及び教具	機械体操器材、球技用器材、陸上競技用器材、サーキットトレーニング器材、柔剣道器材、体位・体力・体調測定器材等
視聴覚教育教材及び教具	AV機器、OA機器、図書等
その他	地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

<現行>

区分	品名
理化学教育教材及び教具	引火点測定器、石油燃焼実験装置、化学実験機器、分子構造模型、消火実験装置、温度測定器、電気測定器具、分析装置、化学実験装置、物理実験装置等
予防、査察教育教材及び教具	消防用設備、消防用設備検査器具、消火器及びカット模型、危険物施設カット模型、危険物施設検査器具、査察関係測定器、建物構造断面模型、防火建材、防火戸、電気回路模型、屋内配線模型、電気設備機器、R I 測定器、調査用器具等
警防教育教材及び教具	発泡装置、発煙装置、空気呼吸器、救助用資器材、車載無線機、携帯無線機、安全管理機器_____等
防災教育教材及び教具	気象関係機器、水防工法模型、水防工作用資器材、舟艇等救助資器材等
救急教育教材及び教具	人体模型、人工呼吸用器材、応急処置用資器材、担架、包帯訓練用模型、救急医療器具_____等
機械教育教材及び教具	自動車構造機能装置、ポンプ装置、運転訓練用自動車、整備実習用自動車、自動車整備用器具、水力実験測定装置等
実科訓練教材及び教具	消防ポンプ自動車、放水器具、特殊消防自動車、ロープ類、保安帽、照明器具、破壊器具、救助用人形、防火被服等個人装備、火点確認装置等
体育訓練教材及び教具	機械体操器材、球技用器材、陸上競技用器材、サーキットトレーニング器材、柔剣道器材、体位・体力・体調測定器材等
視聴覚教育教材及び教具	オーバーヘッドプロジェクター、スライドプロジェクター、写真設備、ビデオ装置、拡声装置、OA機器、図書等
その他	地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

別表第三
 <改正案>

別表第三（第七条関係）

最繁忙時の学生数	補正係数
七十人未満	二. 二
七十人以上百人未満	二. 六七から最繁忙時の学生数に〇. 〇〇六七を乗じて得た数を減じた数
百人以上百四十人未満	二
百四十人以上百九十人未満	二. 五六から最繁忙時の学生数に〇. 〇〇四を乗じて得た数を減じた数
百九十人以上	〇. 八

備考 補正係数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

<現行>

別表第三（第七条関係）

学生数	教員数
六十人未満	五人以上
六十人以上八十人未満	七人以上
八十人以上百人未満	九人以上
百人以上百二十人未満	十一人以上
百二十人以上百六十人未満	十三人以上
百六十人以上二百人未満	十五人以上
二百人以上二百四十人未満	十七人以上
二百四十人以上	十七人に二百四十人をこえる学生数四十人ごとに二人を加えた数以上

備考 学生数は、年間平均在籍数を示す。

○ 消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件 新旧対照条文
 消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消防職員に対する初任教育） 第四条（略）</p> <p>2 消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び単位時間数は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（消防職員に対する専科教育） 第五条（略）</p> <p>2 消防職員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（消防職員に対する初任教育） 第四条 消防職員に対する初任教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。</p> <p>二 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。</p> <p>三 消防業務全般について概要を理解していること。</p> <p>四 住民からの一般的な質問に応答できること。</p> <p>2 消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（消防職員に対する専科教育） 第五条 消防職員に対する専科教育は、警防科、特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科及び救助科の種別ごとにを行うものとする。</p> <p>2 消防職員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 警防科 次に掲げるもの</p> <p>イ 警防行政の現状及び課題を理解していること。</p> <p>ロ 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。</p> <p>ハ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場</p>

三 予防査察科 次に掲げるもの
イ・ロ (略)

ハ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者
(当該違反対象物の管理について権原を有する者を含む。) に対して是正を指導できること。

四〇七 (略)

において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
ニ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

二 特殊災害科 次に掲げるもの

イ 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。

ロ 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた確かな消防活動要領を理解していること。

ハ 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。

三 予防査察科 次に掲げるもの

イ 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

ロ 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。

ハ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物

に対して是正を指導できること。

四 危険物科 次に掲げるもの

イ 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

ロ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。

ハ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

五 火災調査科 次に掲げるもの

イ 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

-
- 3 消防職員に対する専科教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第二のとおりとする。
 - 4 (略)

(消防職員に対する幹部教育)
第六条 (略)

-
- ロ 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
 - ハ 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。
 - 六 救急科 次に掲げるもの
イ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
ロ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
 - ハ 応急処置に必要な専門的技術を十分に発揮できること。
 - ニ 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。
 - 七 救助科 次に掲げるもの
イ 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。
ロ 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。
 - ハ 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できるところ。
 - 3 消防職員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別に応じ、別表第二のとおりとする。
 - 4 前項の場合において、必要があるときは、二以上の科を合わせて行うことができるものとし、重複することとなる教科目については、これを省略するものとする。

(消防職員に対する幹部教育)
第六条 消防職員に対する幹部教育は、初級幹部科、中級幹部科及び上級幹部科の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防職員に対する幹部教育の対象者は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 初級幹部科 主として消防司令補の階級にある者（消防士長の階級にある者であつて部隊又は係の長であるものを含む。）
 - 二 中級幹部科 主として消防司令の階級にある者（消防司令補の階級にある者であつて組織の管理を職務とするものを含む。）
 - 三 上級幹部科 主として消防司令長以上の階級にある者
- 3 消防職員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 初級幹部科 次に掲げるもの。
 - イ 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。
 - ロ 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。
 - ハ 上司を補佐し、部下を指導できること。
 - ニ 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。
 - ホ 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。
 - 二 中級幹部科 次に掲げるもの。
 - イ 中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。
 - ロ 中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解していること。
 - ハ 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。
 - ニ 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。
 - ホ 災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えること。

4 消防職員に対する幹部教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第三のとおりとする。

第八条 (消防団員に対する基礎教育) (略)

2 (略)

3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び単位時間数は、別表第四のとおりとする。

第九条 (消防団員に対する専科教育) (略)

2 (略)

三 上級幹部科 上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できること。

4 消防職員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別に応じ、別表第三のとおりとする。

(消防団員に対する基礎教育)

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象者は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない者(団員の階級にある者に限る。)とする。

2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。
- 二 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第四のとおりとする。

(消防団員に対する専科教育)

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科(消防団員として概ね三年以上の経験を有する者を対象とする。)及び機関科(消防団員として概ね一年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする。)の種別ごとに行うものとする。

2 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 警防科 次に掲げるもの
- イ 火災防ぎよ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解してい

3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)
第十条 (略)

2・3 (略)

ること。

ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

二 機関科 次に掲げるもの

イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第十条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科(班長の階級にある者を対象とする。)及び指揮幹部科(部長、副分団長又は分団長の階級にある者等を対象とする。)の種別ごとに行うものとする。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 指揮幹部科 次に掲げる課程の種別に応じてそれぞれ掲げるもの

イ 現場指揮課程 次に掲げるもの

(一) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

(二) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎ

4 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び単位時間数は、種別に応じ、別表第六のとおりとする。

(一)単位時間及び一週間の単位時間数)

第十二条 教育訓練の一単位時間は、五十分を標準とする。

2 教育訓練の一週間の単位時間数は、三十五を標準として編成するものとする。

よ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの

(一) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(二) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

4 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、種別に応じ、別表第六のとおりとする。

(一)単位時間及び一週間の時間数)

第十二条 教育訓練の一単位時間は、五十分を標準とする。

2 教育訓練の一週間の時間数は、三十五時間を標準として編成するものとする。

※ 参考

附 則

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日から起算して一年を超えない期間内において実施する消防職員に対する初任教育、専科教育及び幹部教育については、この告示による改正後の別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

種 目	教 科 目	単 位 時 間 数
基礎教育	倫理	5
	(削る)	
	法学基礎・消防法	20
	(削る)	
	消防組織制度	9
	サービスと勤務	28
	理化学	10
	小 計	72
実務教育	予防広報	20
	危険物	8
	消防用設備	12
	査察	27
	建築	10
	安全管理	16
	特殊災害と保安	10
	火災防ぎよ	30
	火災調査	15
	防災	23
	救急	50
	消防機械・ポンプ	10
小 計	231	
実科訓練	訓練礼式	50
	消防活動訓練	82
	救助訓練	45
	機器取扱訓練	55
	消防活動応用訓練	85
	体育	55
	小 計	372
その他	実務研修	35
	選択研修	40
	行事その他	50
	小 計	125
計		800

種 目	教 科 目	時 間 数
基礎教育	倫理	5時間
	情操	4 //
	法制通論	15 //
	消防法	12 //
	消防制度	8 //
	サービスと勤務	28 //
	理化学	15 //
	小 計	87 //
実務教育	予防広報	20 //
	危険物	8 //
	消防用設備	12 //
	査察	24 //
	建築	10 //
	安全管理	12 //
	特殊災害と保安	10 //
	火災防ぎよ	30 //
	火災調査	15 //
	防災	22 //
	救急	50 //
	消防機械・ポンプ	10 //
小 計	223 //	
実科訓練	訓練礼式	50 //
	消防活動訓練	80 //
	救助訓練	40 //
	機器取扱訓練	50 //
	消防活動応用訓練	80 //
	体育	55 //
	小 計	355 //
その他	実務研修	35 //
	選択研修	50 //
	行事その他	50 //
	小 計	135 //
計		800 //

別表第二

<改正案>

1 警防科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
(削る)	
防災	5
警防対策	13
消防戦術と安全管理	14
図上訓練	10
実技訓練	15
事例研究	6
健康管理	3
効果測定	2
行事その他	1
計	70

2 特殊災害科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
特殊災害の概論	2
危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	15
特殊災害に対する消防活動要領	16
特殊災害における安全管理	5
図上訓練	7
効果測定	2
行事その他	1
計	49

<現行>

1 警防科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
警防行政の現状と課題	3 //
防災	5 //
警防対策	13 //
消防戦術と安全管理	14 //
図上訓練	10 //
実技訓練	12 //
事例研究	6 //
健康管理	3 //
効果測定	2 //
行事その他	1 //
計	70 //

2 特殊災害科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
特殊災害の概論	2 //
危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	15 //
特殊災害に対する消防活動要領	16 //
特殊災害における安全管理	5 //
図上訓練	7 //
効果測定	2 //
行事その他	1 //
計	49 //

3 予防査察科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
予防査察行政の現状と課題	1
消防同意	6
査察	24
危険物規制	7
違反処理	14
査察・違反処理実習	8
事例研究	6
効果測定	2
行事その他	1
計	70

4 危険物科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
危険物行政の現状と課題	2
危険物化学	5
危険物規制	21
事例研究	4
効果測定	1
行事その他	1
計	35

5 火災調査科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
原因調査関係法規	6
原因調査	25
損害調査	6
鑑定	2
調査実習	7
調査書類	14
事例研究	6
効果測定	2
行事その他	1
計	70

3 予防査察科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
予防査察行政の現状と課題	2 //
消防同意	6 //
査察	24 //
危険物規制	7 //
違反処理	14 //
査察実習	7 //
事例研究	6 //
効果測定	2 //
行事その他	1 //
計	70 //

4 危険物科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
危険物行政の現状と課題	2 //
危険物化学	5 //
危険物規制	21 //
事例研究	4 //
効果測定	1 //
行事その他	1 //
計	35 //

5 火災調査科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
原因調査関係法規	6 //
原因調査	25 //
損害調査	6 //
鑑定	2 //
調査実習	7 //
調査書類	14 //
事例研究	6 //
効果測定	2 //
行事その他	1 //
計	70 //

6 救急科	
教 科 目	単 位 時 間 数
救急業務及び救急医学の基礎	50
応急処置の総論	73
病態別応急処置	67
特殊病態別応急処置	25
実習及び行事	35
計	250

7 救助科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
安全管理	21
災害救助対策	23
救急	5
救助器具取扱訓練	21
救助訓練	30
総合訓練	30
健康管理	3
効果測定	5
行事その他	1
計	140

6 救急科	
教 科 目	時 間 数
救急業務及び救急医学の基礎	50時間
応急処置の総論	73 //
病態別応急処置	67 //
特殊病態別応急処置	25 //
実習及び行事	35 //
計	250 //

7 救助科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
安全管理	21 //
災害救助対策	21 //
救急	7 //
救助器具取扱訓練	21 //
救助訓練	30 //
総合訓練	30 //
体育	3 //
効果測定	5 //
行事その他	1 //
計	140 //

別表第三

<改正案>

1 初級幹部科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
訓練礼式	2
消防時事	8
消防財政	3
人事業務管理	12
安全管理	10
現場指揮	18
事例研究	15
行事その他	1
計	70

2 中級幹部科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
訓練礼式	1
消防時事	4
消防財政	2
人事業務管理	10
安全管理	5
現場指揮	10
事例研究	15
行事その他	1
計	49

3 上級幹部科	
教 科 目	単 位 時 間 数
管理職の役割	2
業務管理	3
人事管理	4
危機管理	3
事例研究	8
行事その他	1
計	21

<現行>

1 初級幹部科	
教 科 目	時 間 数
講話	4時間
訓練礼式	2 //
消防時事	10 //
消防財政	3 //
人事業務管理	12 //
安全管理	6 //
現場指揮	15 //
事例研究	15 //
行事その他	3 //
計	70 //

2 中級幹部科	
教 科 目	時 間 数
講話	2時間
訓練礼式	1 //
消防時事	4 //
消防財政	2 //
人事業務管理	10 //
安全管理	4 //
現場指揮	8 //
事例研究	15 //
行事その他	3 //
計	49 //

3 上級幹部科	
教 科 目	時 間 数
管理職の役割	2時間
業務管理	3 //
人事管理	3 //
危機管理	3 //
事例研究	8 //
行事その他	2 //
計	21 //

別表第四

< 改正案 >

基礎教育	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
訓練礼式	2
組織制度	2
ポンプ操法	4
火災防ぎょ	3
防災	2
救急救助	5
緊急自動車運行管理	2
安全管理	2
行事その他	1
計	24

< 現行 >

基礎教育	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
訓練礼式	2 //
組織制度	2 //
ポンプ操法	4 //
火災防ぎょ	3 //
防災	2 //
救急救助	5 //
緊急自動車運行管理	2 //
安全管理	2 //
行事その他	1 //
計	24 //

別表第五

<改正案>

専科教育	
1 警防科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
火災防ぎよ	4
防災	2
安全管理	2
事例研究	2
行事その他	1
計	12

2 機関科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
道路交通関係法令	1
緊急走行要領	2
ポンプ運用	5
機関整備	2
行事その他	1
計	12

<現行>

専科教育	
1 警防科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
火災防ぎよ	4 //
防災	2 //
安全管理	2 //
事例研究	2 //
行事その他	1 //
計	12 //

2 機関科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
道路交通関係法令	1 //
緊急走行要領	2 //
ポンプ運用	5 //
機関整備	2 //
行事その他	1 //
計	12 //

別表第六

<改正案>

幹部教育	
1 初級幹部科	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話	1
訓練礼式	1
現場指揮	3
防災	2
防災指導要領	2
安全管理	2
行事その他	1
計	12

2 指揮幹部科	
(1) 現場指揮課程	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話・現場指揮・安全管理	1
火災防ぎょ訓練	2
水災活動訓練	2
救助・救命訓練	4
避難誘導訓練	2
災害情報収集・伝達訓練	1
地域防災指導訓練	1
行事その他	1
計	14

(2) 分団指揮課程	
教 科 目	単 位 時 間 数
講話・組織制度・安全管理	2
防災	3
災害対応図上訓練	2
事例研究	2
行事その他	1
計	10

備考

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができる。

<現行>

幹部教育	
1 初級幹部科	
教 科 目	時 間 数
講話	1時間
訓練礼式	1 〃
現場指揮	3 〃
防災	2 〃
防災指導要領	2 〃
安全管理	2 〃
行事その他	1 〃
計	12 〃

2 指揮幹部科	
(1) 現場指揮課程	
教 科 目	時 間 数
講話・現場指揮・安全管理	1時間
火災防ぎょ訓練	2 〃
水災活動訓練	2 〃
救助・救命訓練	4 〃
避難誘導訓練	2 〃
災害情報収集・伝達訓練	1 〃
地域防災指導訓練	1 〃
行事その他	1 〃
計	14 〃

(2) 分団指揮課程	
教 科 目	時 間 数
講話・組織制度・安全管理	2時間
防災	3 〃
災害対応図上訓練	2 〃
事例研究	2 〃
行事その他	1 〃
計	10 〃

備考

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができる。